

31中教学第1070号
令和2年3月6日

保護者各位

中央区教育委員会
教育長 平 林 治 樹

区立小中学校の臨時休業に伴う給食費の徴収について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う区立小中学校の臨時休業につきまして、ご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、臨時休業に伴い、3月の給食は実施しないため、3月分の給食費は徴収しないこととなりましたので、お知らせいたします。

3月分の給食費をすでに徴収している学校の返金等につきましては、各学校のホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

中央区教育委員会事務局

学務課保健給食係

電話：3546－5516